

公示

国際共同研究推進事業に係る委託先の公募について

農林水産省農林水産技術会議事務局は、平成26年度から実施する「国際共同研究推進事業」について、事業の実施を希望する研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。事業の実施（公募課題の受託）を希望される方は、下記に従って提案書を提出してください。

記

1 事業概要

(1) 事業内容

本事業においては、農林水産・食品分野における試験研究において、我が国の政策ニーズを踏まえた海外の研究機関と連携し取組を進めるべき具体的な研究テーマに基づき、共同研究の実現に向けて、①研究資源などの把握を含む実現可能性の調査、②共同研究体制の構築、③詳細な共同研究課題の策定等、海外の調査対象研究機関との共同研究実施に必要な調整を実施します。

具体的には、我が国の政策ニーズ等に基づき海外の研究機関と連携し取組を進めるべき研究の主テーマを『世界的人口増を支える食料の安定的生産拡大』とし、サブテーマを

- a：農畜水産物の生産力向上と安定供給の実現と、そのための生物災害対応
- b：気候変動と頻発する異常気象等自然災害への対応
- c：安全・高品質な農畜水産物・食品の開発、高付加価値化
- d：バイオマスのエネルギー化を含む地域資源有効活用技術開発
- e：遺伝資源・環境資源の収集・保存・情報化と活用

として、国際共同研究でなければならない課題、国際共同研究でこそ実績をあげうる課題を公募対象とします。

公募の結果、課題が採択された事業者は、

- ① 海外の調査対象機関において、共同研究に必要な研究施設、研究能力、これまでの研究実績等を現地調査し、共同研究の実施が可能な体制となっているか評価・分析し、共同研究候補機関を絞り込みます。
- ② 我が国の研究機関や環境では対応することが難しく、海外の研究機関と共同で実施すべき具体的な研究課題を調査・分析し、研究課題の効果、優先度を明らかにします。
- ③ この際、我が国研究機関と共同研究候補機関の間で、双方の実施が可能な具体的な共同研究の内容、分担、計画、成果の取扱等について、調整することとします。

(2) 契約限度額

1 調査課題あたり、2,500千円(消費税及び地方消費税込み)を上限とし、予算額の範囲内で委託件数を決定します。

(3) 実施期間

委託契約締結の日から平成27年3月23日(月)までとします。

2 応募について

(1) 応募者の資格要件

応募することができる者は、企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人各を有する研究機関であって、次の①から⑧までの条件を満たす者に限ります。

- ① 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等(調査・研究)」の区分において資格を有する者である必要があります。(提案書提出時に参加資格のない者は、平成26年8月上旬(公募課題に係る委員会の開催)までに競争参加資格を取得してください。地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。)
- ② 本調査に当たっては、将来、自ら海外の研究機関と共同研究を実施することを希望し、共同研究が可能な研究能力、設備及び人員等を有すること。
- ③ 過去に、海外の大学や公的研究機関との共同研究に係る覚書や協定等を締結し、実際に共同研究を実施した実績を有すること、又は同等の能力を有すること。
- ④ 本調査を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について、十分な管理能力を有すること。
- ⑤ 委託契約の締結に当たっては、農林水産技術会議事務局から提示する委託契約書に合意すること。
- ⑥ 日本国内に調査研究拠点を有していること。
- ⑦ 応募者が受託しようとする調査課題について、調査の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有すること。具体的には、以下の能力・体制を有していること。
 - ア 国との委託契約を締結できる能力・体制
 - イ 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経理執行状況確認等の適正な執行管理体制(体制整備が確実である場合を含む。)
 - ウ 海外研究機関を含め、調査の実施に必要な連絡調整を円滑に行う能力・体制

制

⑧ 本調査の実施計画の企画・立案、実施、成果管理等を総括する代表者（以下「調査責任者」という。）を選定すること。

※ 調査責任者は、次の要件を満たしていることが必要です。

ア 原則として、応募を行おうとする研究機関等に常勤的に所属し、国内に在住していること

イ 本調査の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること

ウ 本調査の遂行に必要な高い研究上の見識及び企画調整・進行管理能力を有していること

なお、調査責任者が長期出張等により調査が実施できない場合、又は、人事異動や定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合には、調査責任者になることを避けてください。

(2) 複数の国内研究機関が調査を行う場合の要件

複数の研究機関が共同して研究を行うため、研究機関のグループを構成する場合、以下の2つの方法があります。①においては中核機関が、②においては代表機関がそれぞれその他の機関（以下「共同研究機関」という。）と研究グループを構成して研究を行っていただきます。

① 委託・再委託方式

グループ内の研究機関の中から研究を統括する機関（以下「中核機関」という。）を定め、農林水産省と中核機関及び中核機関と共同研究機関がそれぞれ契約する方法です。

中核機関は、共同研究機関との間で委託契約を締結し、事業を実施します。なお、特に必要とする場合を除き、共同研究機関が更に委託（再々委託）することは、原則としてできません。また、研究課題の全部を共同研究機関に委託することはできません。再委託比率は、50%を上限とします。

② コンソーシアム方式

調査研究グループ（コンソーシアム）を組織し、調査研究グループの構成機関のそれぞれの間で契約を締結するのではなく、農林水産省が調査研究グループ全体と一括で契約を締結する方法です。この場合、次の要件を満たすとともに、代表機関には、経理責任者を配置し委託契約の締結、資金管理等の事務的な業務も担っていただきます。

ア 調査研究グループを組織して共同調査研究を行うことについて、調査研究グループに参加する全ての機関が同意していること。

イ 調査研究グループと農林水産省が契約を締結するまでの間に、調査研究グループとして、実施予定の公募課題に関する規約を策定すること（規約方式）、研究グループ参加機関が相互に実施予定の公募課題に関する協定書を交わす

こと（協定書方式）又は共同研究契約を締結すること（共同研究方式）が完了していること。

ウ 研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約登記者名簿登録申請書」を提出すること。

①②いずれの場合も、中核機関又は代表機関と共同研究機関において、それぞれの分担関係を明確にして提案するものとし、共同研究機関は以下の要件を満たしている必要があります。

ア 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。

イ 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること。

ウ なお、採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

（3）応募方法

応募者は、平成26年7月31日（木）17：00（必着）までに、応募書類を郵送又は持参により提出してください。詳細については応募要領3 応募手続等をご覧ください。

なお、FAX及び電子メールによる提出は受け付けることができませんので、ご注意ください。

3 説明会の開催

次のとおり、平成26年度国際共同研究推進事業の説明会を開催し、当該提案公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明します。

なお、説明会への出席は、義務ではありません。

【日時】平成26年7月1日（火）15：00～16：00

【場所】東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 農林水産技術会議事務局会議室

（別館6階ドアNO.別620-1）

4 今後のスケジュール

○公募開始(公示)	6月25日
○公募説明会	7月 1日
○公募締切り	7月31日
○委託先の決定	8月中旬

5 問合せ先

本件に関する問合せは、応募要領の公表後から応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を全て農林水産省農林水産技術会議事務局のホームページにて広く周知させていただきますので御了承ください。

記

【契約締結について】

農林水産省農林水産技術会議事務局総務課契約班担当者 照井

TEL：03-3502-7967

FAX：03-5511-8622

【その他応募要領全般について】

農林水産技術会議事務局国際研究課担当者 矢野、中村

TEL：03-3502-7466

FAX：03-5511-8788

以上公示します。

平成26年 6月25日

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局長
雨 宮 宏 司